

「くまとりやもん」ブランド認定募集要領

1. 趣旨

町内、商農業者の優れた技術を元に生み出され、「熊取らしい魅力」を備えた優れた産品を「くまとりやもん」としてブランド認定し、情報発信や、販売促進を推進するとともに、熊取町の知名度向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 認定対象

- ①一般消費者に販売可能な最終製品であること。
- ②熊取町内で製造・販売又は加工された産品であること。
- ③他の特許・意匠登録など権利関係を侵害していないこと。また係争中でないこと。
- ④関係法令や安心・安全に関する基準を満たしていること。

3. 申請要件

- ①認定の対象となる産品を取り扱う者であって、製造又は販売が熊取町内にある事業者及び団体であること。
- ②品質管理・商品管理について、自主的もしくは第三者による管理の体制が確立されていること。
- ③責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情や要望等に対する処理体制が確立されており、生産物賠償責任等の一切の責任を負うことができること。
- ④町税及び町債務を滞納していないこと。

※申込は無料。但し、申込に係る郵送料、交通費等の経費は全て申請者の負担とする。

※1申請者につき1品目のみの申込とする。

4. 申請期間（申請書受付期間）

平成30年8月1日（水）～平成30年9月28日（金）

5. 申請方法

指定の様式に必要な事項を記入のうえ、熊取ブランド創造会議事務局まで持参、郵送、FAX又はメールで提出する。

6. 申請書類

- ①「くまとりやもん」ブランド認定申請書 1部
- ②誓約書 1部
- ③店舗写真（1枚）及び商品の写真（2枚）※指定のアドレスに送信する。

④会社パンフレット、商品カタログ 1部（作っている事業者のみで可）

7. 応募から認定までのスケジュール

①募集・受付： 8月1日（水）～9月28日（金）

②審査： 10月中旬

③選考結果は、熊取ブランド創造会議事務局から各応募者に対し、郵送等により通知。

通知予定：10月下旬

④認証製品については熊取町ホームページにて公開するとともに、認定書を授与。

認定式予定：10月下旬

8. 認定基準

以下の、1項目当たり5段階（高評価の場合は5、低評価の場合は1）で評価し、各項目の評価に掛け率を掛け、点数を計算する（満点100点）。

申請書類の内容を総合的に審査して、評価点の合計が60点以上と評価される製品を「くまとりやもん」¹として認定する。

項目	評価の視点	掛け率	評価点
1. 熊取らしさ	<ul style="list-style-type: none">・熊取町内で原材料を調達、パッケージ作成を行う等、熊取町の資源や個性を生かして産品を生産・製造・加工・販売している。・熊取町内ですでに生産・製造・加工・販売されている。・熊取町のイメージアップ、PRにつながるものである。	5	25点
2. コンセプト	<ul style="list-style-type: none">・産品イメージ、産品の特徴や強みが明確になっており、訴求力がある。・開発から商品化までのストーリーがあり、熱意、こだわりを持って生産・製造・加工・販売されている。	3	15点
3. 信頼性及び安心性	<ul style="list-style-type: none">・客観的な評価（顕彰制度の受賞、認証等）を受けている。・安全・安心の信頼性の高い産品であり、品質保証がされている。	3	15点
4. 独自性及び新規性	<ul style="list-style-type: none">・伝統的に受け継がれた技術をもつ。・ネーミング、デザイン等において、同種の産品との差別化が図られている。	5	25点

	・優れた技術、先進的な技術、独自の技術で生産・製造・加工・販売されている。		
5. 市場性及び将来性	・流通経路が確保できている。 ・店舗において継続的な販売を行っている ・年代や特定のニーズへの訴求力がある ・将来的な安定供給の目途が立っている ・新市場の創出の可能性はある	4	20点
合計			点 ／100 点

9. ブランド認定に伴うメリット

- ①「くまとりやもん」認定品として認定するとともに、認定証及び統一マークを交付する
- ②熊取町による販売促進支援 PR
- ③各種イベント等での優先販売
- ④認定者に対して、販路を新たに町内外へ拡大する取り組みに要する経費（「くまとりやもん」に限定した広告・宣伝費）を支援する。

補助限度額 100,000円（認定された年度1品目につき1回限り）補助率2/3

10. 認定の審査

書類審査により、「8. 認定基準」に基づき、熊取ブランド創造会議の審査を経て認定。

11. 認定期間

認定を受けた日から5年を経過した日の属する年度末とする。

12. 認定の取り消し

認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ①認定品が認定基準に適合しなくなったと認められるとき
- ②虚偽の申請により認定を受けたとき
- ③認定品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき
- ④暴力団員又は暴力団密接関係者であること、また法人にあつて役員等がこれらの者と判明した場合
- ⑤その他、「くまとりやもん」の信頼を著しく損う行為があつたとき

13. その他

認定者に対して、アンケート調査を実施。

14. 申請先・問い合わせ先

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取ブランド創造会議 事務局 (熊取町役場 住民部産業振興課内)

TEL : 072-452-6085 (直通)

FAX : 072-452-7103

アドレス : sangyou@town.kumatori.lg.jp